

学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 4 月 1 日	策定
平成 27 年 4 月 1 日	一部改訂
平成 28 年 4 月 1 日	一部改訂
平成 29 年 4 月 1 日	一部改訂
平成 30 年 4 月 1 日	一部改訂
平成 31 年 4 月 1 日	一部改訂
令和 2 年 1 月 15 日	第 2 版策定
令和 2 年 4 月 1 日	一部改訂
令和 3 年 4 月 1 日	一部改訂

泉佐野市立大木小学校

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。いじめはすべての子どもに起こりうる問題であり、全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「子どもの笑顔のあふれる学校」づくりを教育目標にも掲げ、めざしている。子どもたちがいつも笑顔でいられるようにするためにも、いじめを防止することは最優先課題だという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法第2条】

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称

「学校いじめ防止委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、生活指導担当、養護教諭、人権教育担当、特別支援教育コーディネーター、当該児童担任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し
- ケ 緊急会議の開催及び情報共有・事案対応の検討

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

	低学年	高学年	学校全体
4月	個人調査票によって把握された児童状況の集約 保幼との引き継ぎ(1年生) 前担任との引き継ぎ 児童・保護者への相談窓口周知	個人調査票によって把握された児童状況の集約 前担任との引き継ぎ 児童・保護者への相談窓口周知	第1回学校いじめ防止委員会 (年間計画の確認、問題行動調査結果を共有) 入学式、始業式で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明 「学校いじめ防止基本方針」のHP更新
5月	家庭訪問による子どもの様子の確認 川たんけん 遠足(学級活動・たてわり活動)	家庭訪問による子どもの様子の確認 川たんけん 遠足(学級活動・たてわり活動)	P T A総会で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明
6月	大木たんけん	大木たんけん	児童会あいさつ運動
7月	学校生活アンケート実施 保護者懇談 (家庭での様子の把握)	学校生活アンケート実施 保護者懇談 (家庭での様子の把握) 宿泊学習(集団における人間関係の確認)	1学期いじめ状況調査 第2回委員会(進捗確認)
8月	平和登校日	平和登校日	
9月	運動会	運動会	
10月	遠足(学級活動・たてわり活動) 学級活動(ともだちについて)	遠足(学級活動・たてわり活動) 修学旅行(6年生) 学級活動(ともだちについて)	児童会あいさつ運動
11月	大木まつり	大木まつり	
12月	学校生活アンケート実施 保護者懇談 (家庭での様子の把握)	学校生活アンケート実施 保護者懇談 (家庭での様子の把握)	2学期いじめ状況調査 第3回委員会(状況報告と取組みの検証)
1月	音楽会	音楽会	
2月	学校教育自己診断実施 学校生活アンケート実施	学校教育自己診断実施 学校生活アンケート実施	3学期いじめ状況調査
3月			第4回委員会(年間の取組みの検証)

5 取組状況の把握と検証(PDCA)

学校いじめ防止委員会は、年4回開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケース等の検証を行う。また、学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについて点検や、いじめ防止等の取組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、見直しなどを行う。

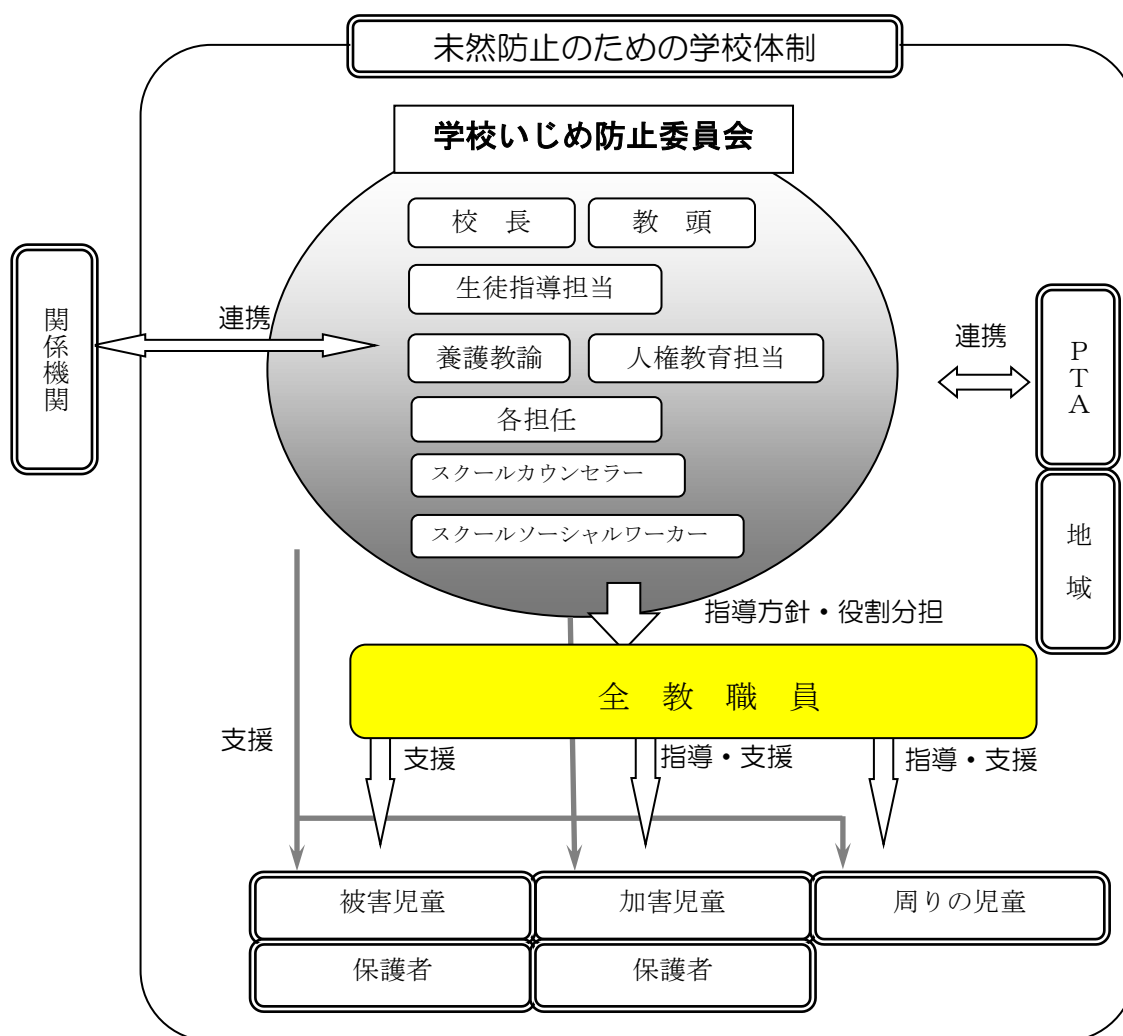
第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

本校は小規模校であり、固定した人間関係が構築されがちな状況にある。一度できてしまった不適切な関係性は、表面上問題に見えなくても水面下で辛い思いをする子どもを作りかねない。そこで、たてわり活動を軸に多くの子どもたちと関われる状況を作ったうえで、日頃から丁寧な児童観察のもとでの教職員間の情報交換・情報共有を密にし、子どもたちの小さなサインを見逃さない思いを強く持つ必要がある。また、保護者はもちろん、地域の方がたも子どもたちの様子に関心を寄せてくれている。そうした学校関係者からの相談も多い学校であることから、保護者・地域の方がたの声に耳を傾けながら連携を強め、子どもたちの変化を見抜く体制づくりを考えたい。下記の学校体制を常に意識しながらいじめ防止のための取組みを進めたい。

また、いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、教育活動全般を通じて、児童が人と人との関わり合いを通して、自らが人と関わる喜びや大切さに気づき、絆を深める中で、他人の役に立っている自己有用感や、自分には目標を成し遂げる力があるといった自己効力感を醸成していくことが重要である。

特に、いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、いじめの防止に資する多様な取組みが体系的・計画的に行われるよう、具体的な指導内容のプログラム（学校いじめ防止プログラム）を作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。



2 いじめの防止のための措置

- (1) 全職員の創意工夫のもと、子どもとの日々の触れ合いを重視して、信頼関係を培う。そして子どもの夢をはぐくみ、学びがいのある学校をつくる。
- (2) 子ども一人ひとりにとって、分かりやすく、達成感がもてる授業となるよう、個に応じた指導の工夫改善に努める。
- (3) 日々の学校生活で一人ひとりに活躍の場があり、達成する喜びや自己存在感（自尊感情）が味わえる、子どもが主役の教育活動を展開する。
- (4) ロールプレイやグループエンカウンターなどの手法を用いた人間関係づくりを重視するとともに、ボランティア体験を重視し、正義感や倫理観、思いやりなど、心の教育の充実に努める。
- (5) 「弱い者をいじめることは人間として許されない」との認識のもと、毅然とした指導を行うとともに、いじめられている子どもの立場に立った指導を行う。
また、いじめる子どもや、いじめを見てそれをはやしたりする子どもはもとより、見て見ぬふりをする傍観者は許されないとの認識を持たせる。

第3章 いじめの早期発見

1 基本的な考え方

いじめは人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われる。たとえ、些細な兆候であっても、いじめではないかと疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめの定義に照らし合わせ、積極的に認知する。

本校は小規模校であり、子どもたちの変化に気づく機会が他校よりも多いと考える。また、全教職員が全校の子どもたちの名前や特性を理解していることは、いじめの兆候である子どもたちの小さなサインに気づき、情報共有する面において有利であると考え。本校の特色をいじめの早期発見のための利点と考え、何気ない言動、もっと言えば“つぶやき”の中に潜む、子どもの悩みや訴えを感じ取る感性を鍛えたい。

2 いじめの早期発見のため措置

- (1) 教職員は、いじめの早期発見のために下記のチェックポイントをもとに児童を観察し、小さなサインも見逃さないようにする。

早期発見のチェックポイント

1. 元気がなく、表情がさえず、おどおどした様子が見られる。
2. 意欲が見られず、授業中にうつむいて発言しなくなる。
3. 仲間に入れず、一人でポツンとしていることが多くなる。
4. 一人で掃除や後片付けをさせられていることが多くなる。
5. 休み時間後、衣服を汚してきたり、あざや傷をつけて教室に戻ることが多くなる。
6. 休み時間に呼び出されたり、授業に遅れたり、また欠席が目立つ。
7. 教科書やノート、靴、かばんなどが隠されたり破かれたりする。
8. 発表等をするとやじられたり、笑われたりする。
9. 遊びの中でいつも同じことをやらされたり、命令されたりする。
10. 食欲不振、腹痛、頭痛などで、保健室をたびたび利用する。

- (2) 学期に1回いじめ実態調査を行い、いじめの早期発見に努める。
- (3) 保護者・児童にいじめ相談窓口を周知する。学校としてはさらに、日々相談をしてもらいやすい環境を醸成する。
- (4) 教育相談等で得た児童の情報は、教職員の情報交流・情報共有を大切にしつつも、適切に、丁寧に取り扱う高い意識を持つ。
- (5) 相談体制のあり方、相談体制が適切に機能しているかどうか、定期的に点検する。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめが確認された場合、いじめを受けた児童及びいじめを知らせてきた児童の安全確保が最優先である。そして、いじめを行ったとされる児童に対して事情を確認し、適切な指導をする等、組織的な対応をすることが必要である。近年の事象を見ると、いじめを行った児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめを行った当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。そのような、事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な児童や保護者への対応については、「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」(大阪府教育委員会)、(別添)「レベルに応じた問題行動への対応チャート」(市教委)を参考にして、外部機関とも連携する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わる。
遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。また、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。
- (2) 教職員がいじめを発見し、または相談を受けた場合には一人で抱え込まず、いじめ防止等の対策のための組織(学校いじめ防止委員会)に速やかに報告をし、情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が市教育委員会に報告し、相談する。
- (4) いじめの被害を受けた児童・いじめを行った児童の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。
なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめを受けた児童又はその保護者への支援

- (1) いじめを行った児童の別室指導や出席停止などにより、いじめを受けた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保するなどのことも視野に入れ、いじめを受けた児童に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめを受けた児童にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、学校いじめ防止委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの協力を得て対応を行う。

4 いじめを行った児童への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめを行った児童からも事実関係の聴取を行う。
いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめを行った児童の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめを行った児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめを行った児童が抱える課題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

(1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。

(2) いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営をするとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも連携する。

運動会や音楽発表会、校外学習等は児童が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童が意見の異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

(1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、学校いじめ防止委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

(2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

(3) また、情報モラル教育を進めるため、各教科・領域において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

第5章 いじめの「解消」

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、要件が満たされている場合も、必要に応じて他の事情も勘案して判断する。

(1) いじめに係る行為の解消

被害者に対する心理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（3カ月を目安）継続していること。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。

(2) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

第6章 緊急・重篤な事案への対応について

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合〔以下「重大事態」という〕は、以下の対応を行う。また、児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった時は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と安易に判断せず、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

1 重大事態の意味

○生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

(例) いじめを受けた児童が

- ・自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

○いじめにより相当の期間、学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがある場合

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合は、日数だけでなく、子どもたちの家庭での状況等、個々のケースを十分に把握する必要がある。

2 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、校長は直ちに泉佐野市教育委員会に報告し、泉佐野市教育委員会は、速やかに市長に事態発生について報告を行う。

3 調査の主体と組織

泉佐野市教育委員会は、学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかを判断する。

①学校が主体となって調査を行う場合

学校に常設している「学校いじめ防止委員会」が調査を行う。泉佐野市教育委員会は、必要な指導、人的措置等の適切な支援を行う。

②泉佐野市教育委員会が主体となって行う場合

学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じる恐れがあるような場合には、泉佐野市教育委員会が調査を行う。

その場合には、「泉佐野市いじめ防止対策審議会」が調査にあたる。

4 調査結果の報告及び提供

調査結果は、速やかに報告を行う。学校が主体となって調査を実施した場合は、泉佐野市教育委員会を通じて市長に報告する。また、泉佐野市教育委員会が主体となった場合も、泉佐野市教育委員会が市長に報告する。

学校又は泉佐野市教育委員会は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係等について説明する。

5 重大事態が発生した場合の対応

重大事態が発生した場合は、泉佐野市重大事態における対応指針に従い報告・調査を進める。

- ・『いじめ重大事態 対応指針』は、以下 URL をクリックし、『泉佐野市いじめ防止基本方針』を参照ください。

[URL](#)

<http://www.city.izumisano.lg.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/61/ijimebousikihonnhousinn.pdf>

- ・『生徒指導報告書（いじめ用）【様式1】・【様式2】』

[URL](#)

<http://www.city.izumisano.lg.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/61/seitosidouhoukokusyo1.pdf>